

明 長 医 第 2 号

平成 29 年 (2017 年) 5 月 9 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様

同 星 川 啓 明 様

同 松 井 久 美 子 様

同 楠 本 美 紀 様

明 石 市 長 泉 房 穂

市民・健康部定期監査の結果に対する措置に
ついて (通知)

みだしのこと、市民・健康部定期監査の結果に対して、別紙のと
おり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定によ
り通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成29年3月27日

2 措置の内容

(監査の結果報告)

1 斎場管理センターにおける物品の在庫管理について

斎場管理センターでは、葬儀の際などに必要となる棺、骨つぼ及び位牌等約80種類の物品(以下「諸用品」という。)を喪主の希望に応じて販売している。このように、多数の諸用品を常時保管していることから、今回の定期監査では、在庫管理が適切に行われているかを重点的に調査した。

調査は、予備監査時点における現物の在庫数と諸用品の在庫管理台帳(以下「台帳」という。)上の在庫数が一致するか、納品確認をどのように行っているか、業者に預けている諸用品の入出庫数が台帳に適切に記載されているかなどを着眼点として実施した。

調査では、現物の在庫数と台帳上の在庫数とが一致するかを確認したが、一致しなかった。その原因として、台帳や納品書等において、同一の諸用品でも大きさや色により複数の種類があるにもかかわらず同一の名称が使用されているものがあること、台帳の区分が複雑になっていること、台帳について、業者に預けている諸用品の出庫数を適切に記載できる様式になっていないことなどが考えられる。

適切な在庫管理を行うため、同一の諸用品については名称を統一することをはじめ、納品から出庫、販売までの一貫した在庫管理の仕組みを構築されたい。

(講じた措置)

1 業者に預けている物品の管理については、業者から市への報告を、ご当家毎に利用数や残数等を記載する様式に変更することで、在庫数を正確に把握できるように改善いたしました。

今後、より適切な物品の在庫管理を行うため、同一の諸用品については名称を統一するなど、在庫管理台帳の見直しを含め、納品から出庫、販売までの一貫した在庫管理の仕組みを構築してまいります。